六　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該防止区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該伝搬障害防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
［1～100　略］					
101	削除				
［102～314　略］					

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改　正　前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
		当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該防止区域に係る地域の名称	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該伝搬障害防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
［1～100　同上］					
101	㈠　茨城県水戸市宮町一―一―八三（一〇五・九〇）	茨城県水戸市姫子一―三〇三―一（五〇・四〇）	茨城県水戸市　宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、梅香一丁目、梅香二丁目、備前町、天王町、常盤町一丁目、常盤町二丁目、元山町一丁目、元山町二丁目、緑町二丁目、見和一丁目	五〇	〇・〇〇二・八一
［102～314　同上］					

［1～562　略］

［1～562　同左］